

三重県鐵構工業協同組合 青年部会 会則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、会員相互の情報、意見を交換して交誼を深め、技能並びに資質の向上に努め次代を担う若手経営者、後継者および幹部候補者として若々しい行動力で組合に貢献し自社及び業界の発展に寄与する事を目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、三重県鐵構工業協同組合 青年部会と称する。

第 3 条 本会は、事務局を三重県鐵構工業協同組合に置く。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 経営・技術の向上を図るための各種講習、研修会の開催
- (2) 会員相互の親睦を図るための行事、会合の開催
- (3) 組合の事業に対する協力及び意見具申
- (4) その他第 1 条の目的実現のために必要な諸事業

第 3 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員は、本組合の組合員事業所の若手経営者、後継者及び幹部候補者であって、45才未満のものとする。

(入 会)

第 6 条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て会に加入することができる。

- 2 本会は、加入の申込みがあったときは、幹事会において諾否を決する。

(退 会)

第 7 条 会員が退会しようとする時は、退会届けを提出し、承諾を得なければならない。

- 2 会員は次の各号の 1 つに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 会員の資格を失ったとき
 - (2) 会員法人が本組合を退会したとき
 - (3) 除名されたとき

(除名)

第8条 会員が次の各号の1つに該当するときは、本会総会の決議により除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又は信用を失う行為があったとき
- (2) 規約、又は総会の決議に反する行為があったとき
- (3) 会費を1年以上納入しないとき

第4章 役員

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 幹事12名以上(会長・副会長・書記・会計を含む)
- (2) 会計監事 2名

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年間とし、再任は妨げない。

- 2 途中退任或いは増員により補充された役員任期は、現任者の残任期間とする。

(役員選出)

第11条 役員は、総会において選出する。

- 2 会長1名 副会長3名 書記1名 会計1名は幹事の互選とする。
- 3 会計監事は、幹事を兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代理する。
- 3 幹事は、業務を執行する。
- 4 会計は、本会の会計を司る。
- 5 会計監事は、会計を監査し、総会においてその結果を報告する。

第5章 会議

(総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会が必要なときは、何時でも幹事会に諮り、会長が招集する。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、この規約で別に規定するもののほか、次の事項を議決又は承認する。

- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 事業計画、収支予算
- (3) 事業報告、収支決算、財産目録

- (4) その他青年部会の運営に関する重要事項
- (5) 総会の議長は、会長が行うものとする。

(幹事会)

第 1 5 条 幹事会は、会長、副会長並びに書記、会計及び幹事をもって構成する。ただし、会計監事は必要に応じ幹事会に出席し、意見を述べることができる。

- 2 幹事会は臨月毎に行い、年 6 回とし必要に応じて増減する。

(幹事会の議決事項)

第 1 6 条 幹事会は、この規約で別に規定するもののほかに次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で幹事会が必要と認める事項

(部会・委員会)

第 1 7 条 本会に、必要により部会・委員会を置くことができる。

(議 決)

第 1 8 条 総会の議決は、出席者の過半数（委任状を含む）をもって成立するものとする。

- 2 総会の承認は、出席者の過半数をもって決する。
- 3 部会・委員会及び幹事会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決定とする。ただし可否同数の場合は議長がこれを決する。

第 6 章 会 費

(会 費)

第 1 9 条 本会は、その行う事業の費用に当てるため、年会費 1 0 , 0 0 0 円を徴収する。

(特別会費)

第 1 9 条の 2 本会は、その他事業の費用に当てるため、幹事会の議を経て特別会費を徴収することができる。

第 7 章 その他

(事業年度)

第 20 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(慶弔)

第 21 条 会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金若しくは記念品を贈る。但し本人は事務局への連絡を要する。

1 会員の結婚 10,000 円

2 出産祝金(第一子出産) 5,000 円

3 弔 金

会員死亡 20,000 円

家族死亡 10,000 円

(但し、配偶者および、1 親等の親族)

4 見舞金

会員または会員の配偶者で、災害および 2 週間以上の入院を要した疾病または 2 週間以上の入院を要するにいたった疾病。

5 以上の外、必要を認めるとき会長の判断により決定、幹事会に報告する。

(その他)

第 22 条 この規約に定めない事項は、別に定める運営細則によるものの他緊急かつ必要な事項は幹事会の議を経て会長が決定することができる。

青年部会運営細則

- 第1条** この細則は、三重県鐵構工業協同組合青年部会の円滑な運営を期するために、会則に基づき必要な事項を定めたものである。
- 第2条** 会則第4条3項に基づき本部組合との連携を緊密にするため、必要に応じて本部理事会に役員を出席させる。
- 第3条** 役員を選出に当たっては、総会に備えて予め組合支部より各々2名以上の役員候補者を推薦させるものとする。
- 第4条** 総会に於いて役員決定の後、互選による副会長の選任は、次の地区割りにより3名を決定するものとする。
- (1) 北勢支部
 - (2) 中勢支部
 - (3) 南勢支部
- 第5条** 役員中より会長、副会長を互選した後、幹事・書記・会計を互選することとし、各支部公平に役員を按分する。
- 第6条** 会計監事は、会長の推薦により総会の承認を得て決定する。
- 付 則
- 1. この規約は、平成7年3月20日から施行する。
 - 2. 平成17年3月20日改正 会則 第4章 第11条役員選出について(書記追加)
細則 第4条 地区割り
桑名支部・四日市支部 を 北勢支部
鈴亀支部・伊賀支部 を 中勢支部
津支部・松阪支部・伊勢支部・紀州支部を 南勢支部
 - 3. 平成19年6月8日改正 会則 第7章 第21条 慶弔費について(慶弔費追加)